

【お問い合わせの前に】

※以下の法令に関するものは、お問い合わせ先が異なる場合があります

①自然環境保全法

→ 環境省中部地方環境事務所

②絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律

→ 環境省中部地方環境事務所

③鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

→ 三重県 農林水産部 獣害対策課ホームページをご確認ください

<https://www.pref.mie.lg.jp/shinrin/hp/mori/000126727.htm>

【当ホームページに関連して回答可能な条例】

- ・ 三重県自然環境保全条例

【お問い合わせ時に必要な事項】

- ・ 開発目的
- ・ 開発をしようとする面積
- ・ 開発をしようとする土地の所在
- ・ 位置や区域が分かる地図等
- ・ (お問い合わせいただいた) 企業名、企業所在地、ご担当者名